

災害時における支援に関する協定書

高知県

一般社団法人日本塗装工業会高知県支部

令和2年3月16日

災害時における支援に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本塗装工業会高知県支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合における建物の汚泥洗浄等応急対策に係る業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、業務の実施に関し、甲が乙に対して支援を求めるにあたって、必要な事項を定める。

（支援要請）

第2条 甲は、乙の組合員の有する技術、労力及び資機材が必要と判断したときは、乙に対し、業務に当たり必要となる情報を速やかに提供するとともに、支援を要請することができるものとし、乙は、特段の理由がない限り、支援するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し、支援を要請する業務は次の各号のとおりとする。

- （1）大規模災害時における甲が必要と認める公共施設及び避難所等の被害が生じた建物に対する汚泥洗浄業務
- （2）その他、甲と乙が必要と認めた業務

（業務完了確認）

第4条 乙は、第3条の業務を完了したときは、当該業務の完了後、速やかに業務実施内容について甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条に規定する業務の実施に要した経費は乙が負担するものとする。

（従事者の損害賠償）

第6条 第3条に掲げる業務に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（平成10年高知県条例3号）の例により、甲がその損害を補償する。ただし、当該対象者が、同一事故等において、他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、その補償の限度において、この協定による補償を行わない。

(雑則)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月16日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙 高知県高知市上町1丁目4番4号

一般社団法人日本塗装工業会高知県支部

支部長